

児童扶養手当等の現況届をお忘れなく！

8月、児童扶養手当・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当の支給を受けている方が、引き続き手当を受けられるかどうかを確認するため、現況届等を提出していただく時期です。

7月末に、大口町役場ごとも課から送付された必要書類を、必ず期限内に提出してください。

児童扶養手当の支給開始から5年経過等に該当する方は、現況届と併せて一部支給停止適用除外届出書(緑色の様式) および関係書類をお持ちください。なお、該当者へは送付済です。

提出書類

▽児童扶養手当

①現況届

②児童扶養手当証書

③養育費に関する申告書など

▽愛知県遺児手当 所得状況届など

※令和7年1月2日以降、大口町へ転入された方は、令和7年1月1日現在お住まいの住所にて、「令和7年度(令和6年分)課税証明書」を取得の上、提出してください。

▽大口町児童扶養手当 現況届など

提出期間

▽児童扶養手当・愛知県遺児手当・ 大口町児童扶養手当

8月1日(金)から29日(金)

問合せおよび提出先

健康文化センター1階

ごとも課 ☎94-1222

国民年金保険料免除等申請

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害年金や遺族年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、廃業などの理由で保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や、猶予となる「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。どちらもお早めに手続きをお願いします。

問合せ先

戸籍保険課 ☎95-1115

お願いします！ 農地の適正管理

農業委員会では「近隣の農地が荒れていて困る」など、毎年多くの相談や苦情を受けています。

農地が荒れたままの状態になると、病害虫や鳥獣被害の発生原因となり、周辺耕作農地に悪影響を及ぼすだけでなく、ゴミを不法投棄される、枯草火災が発生するなどの心配もあります。

農地等の管理責任は所有される方にありますので、適正管理のために草刈りは、最低年3回(春・夏・秋)おこなうようにしてください。

農業委員会では、町内の2団体と

「大口町農地等の適正な管理の推進に関する協定」を締結し、農地等を所有される方から農地等の維持管理に関する相談があった場合に、協定を締結した2団体を紹介しています。作業の依頼は、直接農地等を所有される方からいずれかの団体にしてください。

作業のご依頼

▽一般社団法人アクティバル

☎84-2200

▽公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンター

☎95-8101



草が生い茂ってしまうと、耕作できる状態に再生することも難しくなってしまいます

問合せ先 農業委員会事務局(まちづくり推進課) ☎95-1614